

中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の状況について

日本貿易振興機構

北京事務所

中国において出願あるいは登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に商標出願、登録する事例（いわゆる「冒認出願」）が数多く発生しています。こういった冒認出願の中には日本の地名や地域団体商標等も含まれています。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所では、特許庁からの委託を受け、日本の地名・地域団体商標等の中国における商標出願・登録の状況の調査を行い、その結果を取りまとめました（別紙1）。

結果の内容には、日本の商標権者による出願等も含まれていること、また、日本においては地名であっても、中国においてはそれと異なる観念を有し認識され商標登録されている場合等もあり、すべてが冒認出願であるとは限らない点にご留意ください。

なお、ジェトロ北京事務所では商標の冒認出願に対する支援として、相談窓口を設置しているほか、冒認出願の防止、対策のためのマニュアル類を提供しておりますので、ご活用ください（別紙2）。

中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果 (2017年度)

1. 目的

日本の都道府県名及び政令都市名、地域団体商標、地理的表示に係る登録産品名の中国での先行商標出願・登録状況を把握する。

2. 調査内容

(1) 調査対象

日本の都道府県名及び政令指定都市名、地域団体商標、地理的表示に係る登録産品名

(2) 調査期間：

2017年12月5日～2018年2月27日

3. 調査方法：

中国商標局の「中国商標網」（中国商标网：<http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/>）を使用し、上記の調査対象の中国における商標出願・登録状況を調査した。

4. 調査結果

中国において日本の都道府県及び政令指定都市の名称、地域団体商標、地理的表示に係る登録産品名の商標出願もしくは登録状況は、以下のとおり。

なお、検索の方法及びとりまとめの対象の条件については、末尾を参照のこと。

(1) 都道府県

① 商標登録されている都道府県名：31 府県

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、奈良、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎

②商標出願されている都道府県名：32 都府県

青森、岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

(2) 政令指定都市 ※都道府県名と同じ場合には都道府県名の結果を参照のこと。

①商標登録されている政令指定都市名：7 市

札幌、川崎、浜松、名古屋、堺、神戸、北九州

②商標出願されている政令指定都市名：7 市

札幌、仙台、川崎、横浜、名古屋、堺、神戸

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

(3) 地域団体商標

① 中国等外国企業・個人による出願：22 商標

「大雪旭岳源水」(32 類：登録)
「南部鉄器」(11 類/20 類/21 類/35 類：登録)
※「NANBU TEKKI」(21 類：登録) を含む
「江戸小紋」(18 類/25 類：登録) ※「EDO KOMON」での登録
「高岡銅器」(21 類：登録)
「とやま牛」(29 類/30 類：登録) ※いずれも「富山牛」での登録
「九谷焼」(8 類/21 類/30 類/43 類：登録、11 類/21 類：出願中)
「美濃焼」(21 類：登録)
「熱海温泉」(3 類：登録)
「常滑焼」(21 類：出願中、21 類/35 類：登録)
「西尾の抹茶」(3 類/30 類/33 類/35 類/40 類/41 類/43 類：出願中)
※いずれも「西尾抹茶」での出願
「瀬戸焼」(11 類/21 類：出願中)
「三河木綿」(24 類：出願中)
「伊賀焼」(21 類/35 類：出願中)
「京扇子」(16 類/20 類/33 類/35 類：登録、14 類：出願中)

「信楽焼」(21 類：登録・出願中)
「淡路瓦」(19 類：出願中)
「備前焼」(21 類：登録)
「上野焼」(29 類：登録)
「八女茶」(30 類：登録)
「唐津焼」(21 類：登録)
「琉球泡盛」(33 類：登録) ※「RYUKYU AWAMORI」での登録
「壺屋焼」(30 類：登録)

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

② 日本企業・個人等による出願：12 商標

「嶽きみ」(31 類/40 類：登録、個人の出願) ※いずれも「嶽玉米」での登録
「仙台味噌」「仙台みそ」(30 類：登録、企業の出願) ※「SENDAIMISO」での登録
「江戸切子」(21 類：登録、企業の出願) ※「EDO KIRIKO」での登録
「加茂桐箆笥」(20 類：登録、団体の出願)
「加賀みそ」(30 類：登録、企業の出願) ※「加賀味噌」での登録
「輪島塗」(16 類/20 類/21 類/35 類：登録、企業の出願)
※20 類/21 類/35 類は「輪島塗/wajimanuri」での登録
「北山杉」(19 類：登録、団体の出願)
「播州針」(28 類：登録、企業の出願) ※「播州針/THE BANSHU HOOKS」での登録
「大島石」(19 類：登録、企業の出願) ※「大島石/OOSHIMAISHI」での登録
「博多織」(24 類：出願中、企業の出願)
「知覧茶」(30 類：登録、企業の出願)
「石垣の塩」(30 類：登録、企業の出願) ※「Ishigakinoshio」での登録

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

③ 権利者が関与した出願：25 商標

「十勝川西長いも」(31 類：登録)
「南部鉄器」(21 類：登録/出願中)
「高崎だるま」(28 類：登録)
「高岡銅器」(6 類/21 類：登録)
「関の刃物」(8 類：登録)

「飛騨の家具」(20類:登録) ※「飛騨家具/Hida Kagu」での登録
「飛騨・高山の家具」(20類:登録) ※「飛騨高山家具/Hida Takayama Kagu」での登録
「美濃白川茶」(30類:出願中)
「常滑焼」(11類:登録)
「四日市萬古焼」(21類:出願中)
「京石工芸品」(19類:登録)
「北山丸太」(19類:登録)
「京石塔」(19類:登録)
「京焼・清水焼」(21類:登録)
「堺刃物」(8類:出願中)
「堺打刃物」(8類:出願中)
「豊岡鞆」(18類:登録)
「備前焼」(21類:出願中) ※「BIZENYAKI」での出願
「下関ふく」(29類:出願中)
「庵治石」(19類:登録)
「宇和島じゃこ天」(29類:登録)
「枕崎鯉節」(29類/30類:登録)
「日田梨」(31類:登録)
「本場奄美大島紬」(24類:登録)
「PROSCIUTTO DI PARMA」(29類:登録)

※公告、異議申立、査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

(4) 地理的表示に係る登録産品名

① 中国等外国企業・個人による出願：3 商標

「すんき」(43類:出願中) ※「SUNKI」での登録
「八丁味噌」(30類:登録) ※「八丁味噌/Haccho Miso」での登録
「西尾の抹茶」(3類/30類/33類/35類/40類/41類/43類:出願中)
※いずれも「西尾抹茶」での出願

② 日本企業・個人による出願：なし

③ 登録生産者団体が関与した出願：3 商標

「夕張メロン」(30類/31類：登録)

「十勝川西長いも」(31類：登録)

「下関ふく」(29類：出願中)

【本調査における検索の方法及びとりまとめの対象】

1. 都道府県名及び政令指定都市名についての検索方法

(1) 調査対象となる地名を簡体字に変換し検索した。なお、名称にある「都」、「府」及び「県」を除いた。

＜例＞「東京都」→「東京」、「大阪府」→「大阪」、「広島県」→「広島」、
「福岡県」→「福岡」

(2) 調査対象となる地名をローマ字に変換して検索した。

＜例＞「東京都」→「tokyo」、「愛知県」→「aichi」

2. 地域団体商標及び地理的表示に係る登録産品名についての検索方法

(1) 調査対象となる商標の漢字部分は簡体字に変換して検索した。

(2) 調査対象となる商標中のひらがな文字やカタカナ文字は、当該文字の意味合いに通じる中国語(簡体字)に変換して検索をした。

＜例＞「みそ」→「味噌」、「レモン」→「檸檬」

(3) 調査対象となる商標をローマ字に変換して検索した。

3. 本調査におけるとりまとめ対象

上記1及び2の方法により検索された案件のうち、次の条件に該当するものを本調査のとりまとめの対象とした。

なお、識別力を有すると思われる図形と組み合わせた商標、拒絶が確定した出願、権利が無効となった商標については、対象から外した。

i) 入力した文字と文字構成が同一のもの(簡体字と繁体字の違いは除く)。

ii) 入力した文字に拼音(ピンイン)、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字が付記・併記されているもの。

iii) 四角や丸といったそれ自体では識別力を有さない単純図形を組み合わせたもの。

iv) 地域団体商標等について、助詞「の」や記号「・」のみが省略されたもの。

商標の冒認出願に対する支援について

1. 冒認商標問題相談窓口

ジェトロ北京事務所では冒認商標に関する相談窓口を設置し、商標調査、電話及びメールによる個別の相談に対応しています。

<ジェトロ北京事務所「冒認商標問題相談窓口」>

担当：本間、水落、赤澤

電話：+86-10-6528-2781 Email：PCB-IP@jetro. go. jp

2. 各種対策マニュアル

(1) 中国商標権冒認出願対策マニュアル

冒認出願を防止するための事前・事後にとり得る対策及び手続きの流れに加え、実際の紛争事例等を紹介しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation/2009061047400485.pdf

(2) 冒認出願対策リーフレット

中国の商標制度の概要、商標検索の方法、第三者が商標出願又は商標登録したことを発見した場合の法的対抗措置について簡潔に紹介しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/ip/basic/pamphlet/pdf/usurpation.pdf

(3) 商標検索マニュアル

中国商標局が提供するデータベース「中国商標網」での商標の検索方法を紹介しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_201706.pdf